

道保第 228 号の 5
令和 6 年 3 月 12 日

一般社団法人
静岡県建設業協会会長 様

静岡県交通基盤部長



令和 6 年度の道路工事及び道路占用工事等の抑制
について（通知）

このことについて、観光、帰省、催事等が集中し交通量が増加する時期において、道路の安全と交通の円滑化を図るため、道路工事及び道路占用工事等の抑制を実施することとし、別添写しのとおり各土木事務所長宛てに通知しましたので御承知おきください。

ついては、貴協会においても、本件趣旨を御理解の上、工事等の抑制に御配慮いただくようお願いいたします。

担当 道路局道路保全課
道路管理班 手島
電話番号 054-221-3488
FAX 番号 054-221-3337

各土木事務所長 様

交通基盤部長

令和 6 年度の道路工事及び道路占用工事等の抑制
について（通知）

このことについて、観光、帰省、催事等が集中し交通量が増加する時期において、道路の安全と交通の円滑化を図るため、下記により道路工事等の抑制を実施することとしたので、一層の配慮をされたく通知します。

については、道路占用者及び関係者等に周知し、抑制の効果を高められるようお願いいたします。

また、全県で統一的に実施するもののほか、各地域の実情に応じて独自に抑制期間を設定する場合は、隣接する土木事務所と連携し抑制の効果を高められるよう御配慮願います。

記

1 抑制期間

(1) ゴールデンウィークの期間

令和 6 年 4 月 27 日（土）から令和 6 年 5 月 6 日（月）まで

(2) 夏季観光及び帰省ラッシュの期間

令和 6 年 8 月 10 日（土）から令和 6 年 8 月 18 日（日）まで

(3) 年末年始の休日等の期間

令和 6 年 12 月 28 日（土）から令和 7 年 1 月 5 日（日）まで

(4) 年度末の期間

令和 7 年 3 月 1 日（土）から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

(5) 河津さくらまつり等伊豆地域春季観光イベント実施期間

令和 7 年 2 月 1 日（土）から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで※

※下田土木事務所、熱海土木事務所及び沼津土木事務所のみで、各日午前 6 時から午後 8 時まで。

2 抑制対象道路（箇所）

(1) ゴールデンウィーク、夏季観光及び帰省ラッシュ、年末年始の休日等の各期間とも県管理道路全線。ただし、交通量が少ない道路で工事を抑制する必要がないと土木事務所が認める道路を除く。

(2) 年度末

ア又はイのいずれかに該当する東日本旅客鉄道株式会社及び東海旅客鉄道株式会社（以下これらを「JR」という。）の駅（※）から、半径 2 キロメートルの範囲内に存する県管理道路。ただし、交通量が少ないなどの理由で工事を抑制する必要がないと土木事務所長が認める

道路を除く。

ア 人口 10 万人以上の都市における J R の主要な駅

イ 1 日当たりの乗車人員が 5, 000 人以上である J R の駅

※抑制対象駅

J R 熱海駅	J R 伊東駅	J R 三島駅	J R 沼津駅
J R 富士駅	J R 富士宮駅	J R 焼津駅	J R 西焼津駅
J R 藤枝駅	J R 島田駅	J R 掛川駅	J R 袋井駅
J R 磐田駅			

(3) 河津さくらまつり等伊豆地域春季観光イベント実施期間

下田土木事務所、熱海土木事務所及び沼津土木事務所の管理道路のうち、下田土木事務所管内の地域への主要なアクセス道路となっている路線（国道 135 号、136 号及び 414 号の一部区間並びに県道下佐ヶ野谷津線、県道稲取港線及び県道稲取停車場線の全線）。

なお、(2) の抑制期間における抑制対象箇所について、昨年度から変更がある場合、新たな抑制対象道路箇所図（抑制範囲が分かるもの）を道路保全課宛てに電子データで送付してください。

また、貴所管内の市町、所轄の警察署及び関係占用者への周知についても併せてお願いします。

3 抑制内容

(1) 車線規制を伴うすべての道路工事。ただし、道路の災害復旧及び損傷復旧、占用物件の復旧工事、除雪等緊急を要する工事についてはこの限りではない。

(2) 工事抑制期間前までに路面の復旧を図り、道路の構造又は交通に支障を及ぼさないようにすること。

なお、仮復旧等により通行させる場合は、工事現場及び資材置場等への防護措置を行い、当該箇所へ所定の標識及び灯火（赤色ランプ）を掲げ、必要に応じて道路パトロールを強化する等、通行者の安全に留意すること。

4 その他

抑制期間ごとに、事前に交通基盤部ホームページに掲載する。

担当 道路局道路保全課
道路管理班 手島

電話番号 5-100-3488

FAX 番号 5-100-3337

【機密性2】

20240305_部整道管_各種通知に関する文書_1年

国部整道管第164号

令和6年3月5日

本局関係各課長 殿
道路関係事務所長 殿

道路部長
(公印省略)

令和6年度の路上工事の抑制について（通知）

標記について、下記の通り実施することとしたので通知する。

また、占用工事等についても同様の扱いとするので、関係機関への周知・徹底するとともに、来年度工事の施行計画の参考とされたい。

記

1. 工事抑制対象工事

供用中の直轄国道に係る車線規制を伴う全ての工事。

ただし、災害復旧・損傷復旧・路面陥没補修・除雪等で交通の安全確保のため緊急を要する工事及び作業は除外とする。

2. 対象地域

中部地方整備局の管理区間全域

3. 工事抑制期間

(1) ゴールデンウィークの期間

令和6年4月27日（土）～令和6年5月6日（月）

(2) 夏季観光及び帰省ラッシュの期間

令和6年8月10日（土）～令和6年8月18日（日）

(3) 年末年始の休日等の期間

令和6年12月28日（土）～令和7年1月5日（日）

(4) 年度末の期間

令和7年3月1日(土)～令和7年3月31日(月)

4. 「3. (1)～(4)」以外の期間で全面通行止めを伴う工事の抑制

期 間：土曜日、日曜日と祝日が連続する期間

対象地域：管理区間全域

5. 沿道環境、地域特性及びイベントの開催等を考慮した工事抑制期間の設定

(1) 「3. (1)～(4)」の工事抑制期間の変更

「3. (1)～(4)」の工事抑制期間は上記期間を基本とするが、沿道状況及び地域特性を考慮して期間を変更する必要がある場合は、本局関係各課及び関係事務所と打合せ調整のうえ、工事抑制期間が決定次第、道路部高規格道路管理センターへ報告すること。

(2) イベント等の開催や地域特性に応じた工事抑制期間の設定

「3. (1)～(4)」の工事抑制期間の他に、各事務所管内において、イベント等の開催や地域特性に応じた工事抑制期間を設定するものとする。

各々で工事抑制期間及び対象地域を設定し、道路部高規格道路管理センターへ「(別添様式) 路上工事抑制カレンダーの作成について」にて報告すること。

6. 路上工事抑制カレンダーの公表

上記3.～5. を踏まえ、路上工事抑制カレンダーを作成し、各事務所ホームページにおいて公表すること。

7. その他

(1) やむを得ず、工事抑制期間内に車線規制を伴う工事(占用工事含む)を実施しようとする場合は、そのことが判明した時点で速やかに、事務所管理担当課が道路部道路管理課管理企画係及び高規格道路管理センターに「(様式1) 通行規制予定表、工事(事業)概要(自由様式)、理由(自由様式)」にて報告し、打合せ協議(WEB会議を含む)を実施すること。

なお、事前に報告・打合せ協議の無い、工事抑制期間内の規制は原則認めない。

(2) 「5. (1)、(2)」により路上工事の抑制を行う場合は、道路利用者への情報提供に努めること。